

第 3 回定期総会報告 技術部会の活動状況について

平成 2 1 年 3 月 1 8 日

技術部会

I P 端末部会

フェムトセル運用ガイドラインの検討

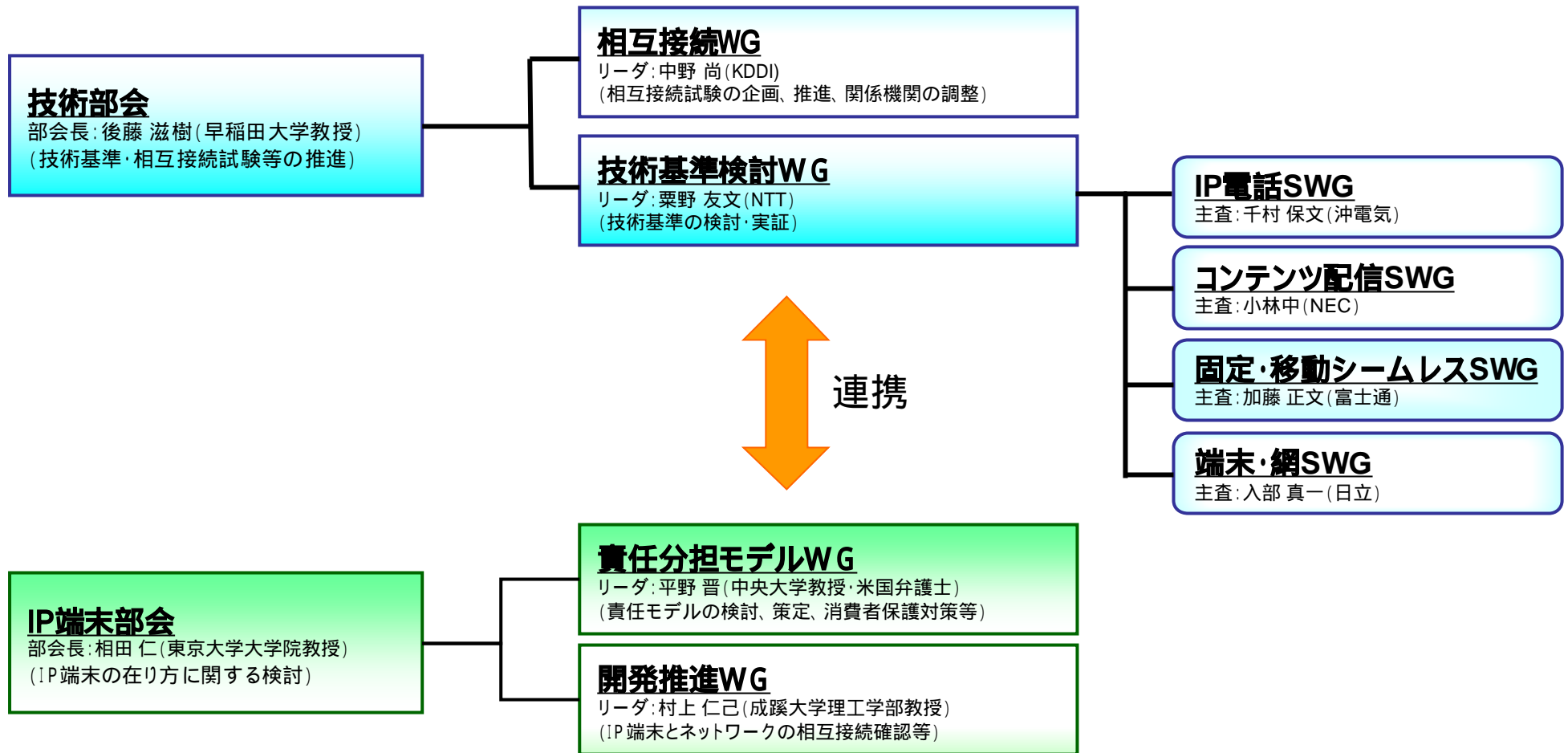
総務省が「フェムトセル基地局の活用に向けた電波法及び電気通信事業法関係法令に関する取扱い方針」を公表（平成20年4月17日）

・サービス提供実施のために、関係事業者間で協議・検討の上、具体化等が必要となる事項（通話品質等の確保方法、障害等発生時の責任分担、緊急通報位置情報通知の確保方法、トラフィック情報の共有、通信内容の秘匿措置等）については、関係事業者が参加する次世代IPネットワーク推進フォーラム（技術部会等。WGを含む。）を活用して、その標準的な取扱いを検討し、整理する。



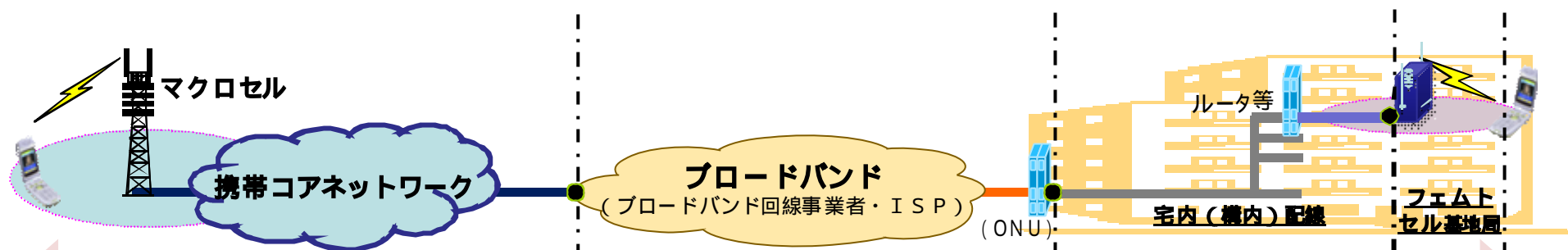
技術部会は、IP端末部会と連携して、「フェムトセル基地局を利用した携帯電話サービスを円滑に提供するための運用ガイドライン」を策定。

検討体制



検討のポイント

- 携帯電話事業者は、利用者に対し責任を持ってフェムトセル基地局サービスを提供する必要。
- フェムトセル基地局サービスでは、利用者契約のブロードバンド回線等の利用が想定されるが、通常の基地局方式の携帯電話と同等の品質が確保される必要。
- 同サービスの円滑な導入のため、携帯電話事業者とブロードバンド回線事業者及びISPとの間で予め協議すべき事項等について検討が必要。



携帯電話事業者は、エンドエンドの通話品質を通常の携帯電話サービスと同等にするよう努める必要

概要 1 品質基準等の維持、緊急通報の確保等

- **エンドエンド品質**

携帯電話事業者は、ブロードバンド回線の利用について、ブロードバンド事業者側で必要な対応に関する条件等を提示し、協議の上、契約等に定めること等により携帯電話の品質を維持する。 など

- **セキュリティ**

事業用電気通信設備規則第17条（通信内容の秘匿措置）及び第18条（蓄積情報保護）に適合すること。また、フェムトセル基地局と携帯電話コアネットワークとの間における秘匿措置を講ずること。 など

- **緊急通報位置情報通知**

携帯電話事業者は、緊急通報位置情報通知のため、フェムトセル基地局の利用契約約款等に契約者の住所の届出を明記するとともに、誤った位置情報を緊急通報受理機関に通知しないための措置を講じる。 など

- **携帯電話事業者による管理・運用**

携帯電話事業者は、通常の携帯電話基地局と同等に、フェムトセル基地局の管理・運用を行う。 など

概要 2 事業者間協議事項

- **回線利用の条件**

携帯電話事業者は、回線利用の条件について、ブロードバンド事業者と予め協議を行い、契約者と各自業者間の契約に盛り込むべき内容について定める。
など

- **フェムトセル基地局の設置位置確認のための事業者間協議事項**

フェムトセル基地局の設置位置の特定等のため、携帯電話事業者とブロードバンド事業者は、連絡窓口を明確化し、両者間で受け渡す情報やその受け渡しルールについて、予め協議の上、相対契約等に定める。 など

- **携帯電話契約とブロードバンド回線契約の契約名義の確認方法**

携帯電話事業者の求めに応じて、ブロードバンド事業者がブロードバンド回線契約者の本人確認を行う際は、当該事業者の他のサービス等での確認方法等に準じ、適切な対応を行う。 など

概要 3 障害発生時等の責任分担モデル

- **携帯電話事業者が全面的な利用者対応を行うことができる仕組みの構築**

携帯電話事業者は、障害発生時等において全面的に利用者対応が可能な仕組みを構築し、フェムトセル基地局サービスの一元的な問合せ窓口となる。
など

- **責任分担の明確化**

ブロードバンド回線設備の障害発生時は、ブロードバンド事業者が、ブロードバンド回線契約者との契約や携帯電話事業者との契約に従って、復旧等に対応。
など

- **事業者間の情報共有や責任の切り分け方法の明確化**

携帯電話事業者は、障害発生時の原因や責任の切り分け方法等について、事前に関係事業者と協議し、明確化を図る。
など

概要 4 利用者への事前説明・周知事項

- **フェムトセル基地局契約者に対する事前説明・周知事項**
携帯電話事業者は、フェムトセル基地局契約者に対して、サービス内容や運用形態、対応するブロードバンド回線及び機器の取扱いに係る注意事項等について、事前に説明をする。 など
- **フェムトセル基地局契約者以外の利用者一般に対する事前説明・周知事項**
携帯電話事業者は、フェムトセル基地局契約者以外の利用者に対して、フェムトセル基地局サービスの概要、同サービスの利用条件、問合せ窓口等につき、適切な周知を行うよう努める。 など

審議経過 1

第1回固定・移動シームレスSWG / 責任分担モデルWG合同会合（平成20年4月23日）

- ・総務省が平成20年4月17日に公表した「フェムトセル基地局の活用に向けた電波法及び電気通信事業法関係法令に関する取扱方針」について
- ・フェムトセルの携帯電話事業者の動向について
- ・検討課題の抽出・整理について（フリーディスカッション）

第2回固定・移動シームレスSWG / 責任分担モデルWG合同会合（平成20年5月8日）

- ・ブロードバンド事業者の課題意識等について
- ・検討課題の抽出・整理について（フリーディスカッション）

第3回固定・移動シームレスSWG / 責任分担モデルWG合同会合（平成20年5月14日）

- ・検討課題の抽出・整理について（フリーディスカッション）

第4回固定・移動シームレスSWG / 責任分担モデルWG合同会合（平成20年5月21日）

- ・ガイドライン項目等の整理について（フリーディスカッション）

第5回固定・移動シームレスSWG / 責任分担モデルWG合同会合（平成20年5月28日）

- ・ガイドライン項目等の整理について

第6回固定・移動シームレスSWG / 責任分担モデルWG合同会合（平成20年6月4日）

- ・技術的条件及びガイドライン骨子（案）について

審議経過 2

第7回固定・移動シームレスSWG / 責任分担モデルWG合同会合（平成20年6月4日）
・ 技術的条件及びガイドラインのとりまとめについて

第8回固定・移動シームレスSWG / 責任分担モデルWG合同会合（平成20年6月18日）
・ 技術的条件及びガイドラインのとりまとめについて
・ ガイドラインの取扱いについて

第1回技術部会 / 同技術基準検討WG / IP端末部会合同会合（平成20年7月9日）
・ フェムトセル基地局の運用に関する技術基準、技術的条件及びガイドライン案について

第2回技術部会 / 同技術基準検討WG / IP端末部会合同会合（平成20年8月27日）
・ フェムトセル基地局の技術基準の考え方及びガイドライン案について

平成20年10月24日～11月21日

・ フェムトセル基地局を利用した携帯電話サービスを円滑に提供するための運用ガイドライン（案）について意見募集

第3回技術部会 / 同技術基準検討WG / IP端末部会合同会合（平成20年12月3日）
・ 総務省が平成20年12月2日に公表した「フェムトセル基地局の活用に係る電波法及び電気通信事業法関係法令の適用関係に関するガイドライン」について
・ ガイドライン案に対する意見募集の結果について

技術部会における今後の検討方針

今後の検討方針 技術基準検討WG

- 総務省 情報通信審議会 IPネットワーク設備委員会との連携を図りながら、以下の事項について検討を行っていく。

- IP電話に関する検討課題

- ✓ 様々なIP電話端末を想定した総合品質
- ✓ 高品質（広帯域）IP電話サービスの品質
- ✓ IPテレビ電話サービスの品質

- 新たなサービス等に関する検討課題

- ✓ コンテンツ配信に関する検討課題
- ✓ 固定・移動シームレスサービスに関する検討課題
- ✓ 端末設備・ネットワークとの接続等に関する検討課題

- スケジュール

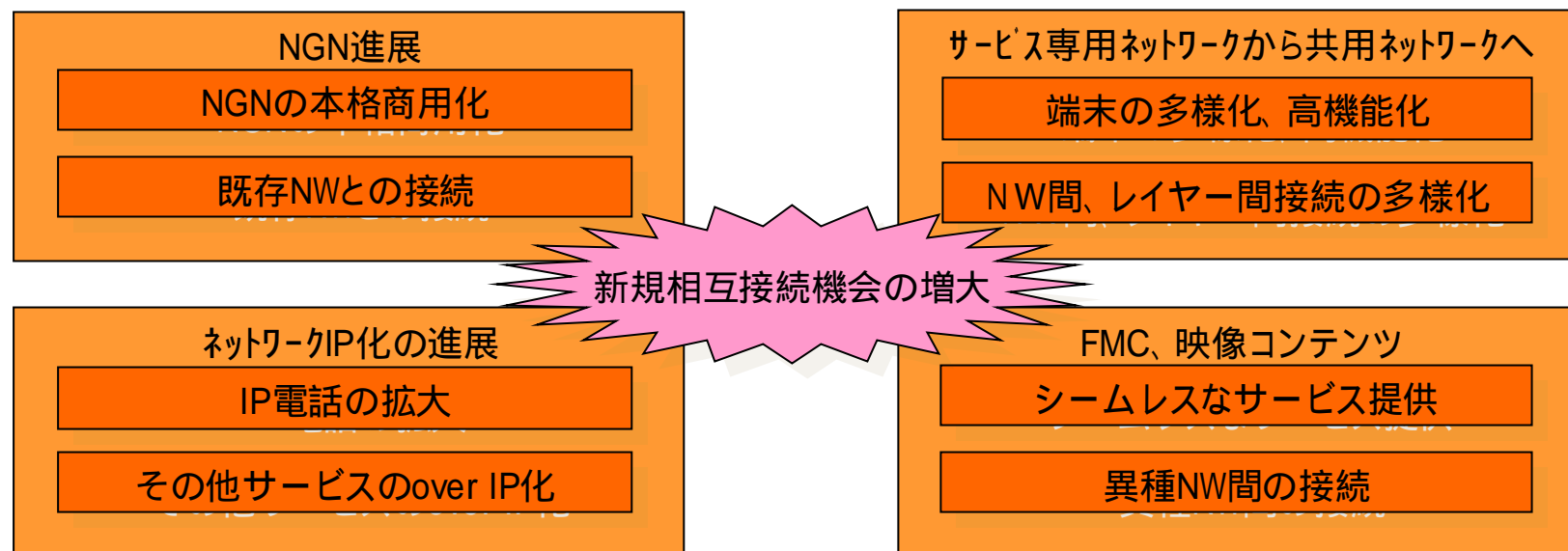
平成21年4月以降 適宜開催

今後の検討方針 相互接続WG

- 関係各方面及び技術基準検討WGと連携しながら、相互接続試験のニーズに適宜対応していく。

- スケジュール

平成21年4月以降 適宜開催



相互接続WGの試験等実施フロー

